

平成20年4月1日から 健康保険法等が改正され 一部の患者さんの負担額が変わります

お子様が小学校に入学するまで窓口負担が**2割**^(注)に軽減されます。

・これまで、3歳から義務教育就学前までのお子様の窓口負担の割合について、3割だったものが、2割に引き下げられます。

(注)各自治体の単独事業により、お子様の窓口負担が減免されている場合があります。詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせください。

70歳～74歳の方^(注)の窓口負担の割合について、平成20年4月から平成21年3月まで**1割**に据え置かれます。

・70歳から74歳の方の窓口負担の割合について、平成20年4月より1割から2割に見直されることとされていたものを、1割に据え置きます(残りの1割に相当する額は、国が代わって保険医療機関等に支払います。)

(注)すでに3割負担を頂いている現役並み所得の方、障害認定を受けて後期高齢者医療制度の被保険者となった方は除きます。

75歳以上の方^(注)は後期高齢者医療制度に加入することになりますが、窓口負担は従前通り**1割**のまま変わりません。

・窓口では、ご加入の後期高齢者医療広域連合の発行する被保険者証をご提示下さい。(注)すでに3割負担を頂いている現役並み所得の方は除きます。

○療養病床に入院する65歳以上70歳未満の患者さんの食費・居住費の負担が変わります。

・療養病床に入院する65歳以上70歳未満の方の食費の負担額が変わるとともに、新たに居住費(光熱水費)の負担が追加されます(現在の70歳以上の方と同じ水準です。)

なお、難病等の入院医療の必要性の高い方については負担額は変わりません。

区 分	変更前(食費のみ)	変 更 後
一 般 の 方	1食につき 260円	(食 費)1食につき460円 ^(注1) (居住費)1日につき320円
市町村民税非課税の世帯に属する方等 ^(注2)	1食につき 210円	(食 費)1食につき210円 (居住費)1日につき320円

(注1)管理栄養士等により患者の年齢等に応じた食事が提供されていることなどの要件を満たす保険医療機関の場合。それ以外の保険医療機関においては、420円となります。

(注2)ご加入の医療保険の保険者の発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて保険医療機関の窓口へ提出することにより、減額が受けられます。

詳しくは、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせ下さい

平成20年3月 厚生労働省・日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会